

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会生活困窮者  
自立相談支援事業支援調整会議運営要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、事業実施要綱第11条に基づき設置する支援調整会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 支援プランの内容に関する協議
- (2) 支援プランに基づく支援内容の検証及び評価
- (3) 関係機関及び関係者等との連絡調整
- (4) 支援に必要な社会資源のネットワークづくり
- (5) その他本会及び会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、座長及び構成員をもって構成する。

- (1) 座長には本会事務局長をもって充て、構成員は別表に掲げる関係機関の担当者をもって充てる。
- (2) 座長は、必要に応じ支援対象者への支援、評価等に必要と思われる者の参加を求めることができる。
- (3) 相談支援員等は、会議の企画進行を行う。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて随時開催する。

2 会議は、座長が招集する。

3 会議及び会議の資料は、非公開とする。

(秘密の保持)

第5条 座長及び構成員並びにその会議の参加者（以下「構成員等」という。）は、次の各号に掲げる秘密の保持に努めなければならない。

(1) 構成員等は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

(2) 構成員等は、会議の資料を関係者以外に情報が漏れないよう厳重に管理しなければならない。

(事務)

第6条 会議の事務は、センターで処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項第1号関係）

真岡市民生委員児童委員協議会

真岡公共職業安定所

真岡市健康福祉部社会福祉課

真岡市健康福祉部いきいき高齢課

真岡市健康福祉部健康増進課

真岡市健康福祉部こども家庭課

真岡市社会福祉協議会